

よくある質問

Q1 「小規模特認校」とはどのような学校ですか。

小規模特認校とは、教育委員会から指定を受け、保護者及び児童が希望する場合に、一定の条件（※）のもと、指定の通学区域以外から通学することができる学校のことです。自然環境に恵まれた小規模な小学校で、様々な校区からくる児童や異学年の児童及び地域との交流により、心身の健全な育成を目指しています。

基本的な教育課程は、他の北九州市立小学校と同じです。

また、地域や保護者の方々の協力体制が整っているため、地域の環境やサポートを活かした様々な体験学習や、学年を超えて取り組む活動を積極的に行っています。

各学校の詳細については、募集要項をご覧ください。

※Q8も併せてご覧ください。

Q2 小規模特認校はどのように選定しているのですか。

次の条件をすべて満たす学校を、教育委員会が選定しています。

- ①豊かな自然に恵まれた小規模な学校（6学級以下）であること。
- ②児童同士・地域等との交流により、人間的なふれあい活動が期待できること。
- ③自然を生かした生活科学習、農業体験活動、交流活動等の特色ある教育活動（のびのびカリキュラム）を行っていること。
- ④通学区域外からの児童の受け入れに対する地域の体制が整っていること。
- ⑤隣接校が特認校に指定されていないこと。

【小規模特認校：3校】（令和7年4月現在）

柄杓田小学校（門司区）、合馬小学校（小倉南区）、河内小学校（八幡東区）

Q3 申込用紙はどこにあるのですか。

現在、転入学を希望する小規模特認校への児童同伴による見学を必須としており、申込用紙等は、見学後に、見学した対象の小規模特認校から配布されます。学校見学は、転入学を希望する各学校へ、直接電話でお申し込みください。

Q4 オンラインでの申込はできないのですか。

現在、「新一年生」として入学する児童のみ、オンラインでの申込みを受け付けています。オンライン申請用のURL（QRコード）は、入学を希望する小規模特認校の見学後に配布いたします。学校見学は、転入学を希望する各学校へ、直接電話でお申し込みください。

令和8年度に新2～6年生になる児童が小規模特認校へ転校を希望する場合は、在校している学校長の意見を添付していただく必要があるため、現時点ではオンラインでの申請を見送らせていただいています。

Q5 学校見学は、保護者だけで行ってはダメですか。

保護者の方だけではなく、実際に学校に通学する児童の皆様にも、転入学する学校の様子を感じていただきたいと思いますので、保護者・児童揃っての学校見学を必須としております。学校見学は、転入学を希望する各学校へ、直接電話でお申し込みください。

Q6 転入学を希望する対象の小規模特認校の見学を、R6年度以前に行ったのですが、申込用紙は受け取れますか。

対象の小規模特認校の様子は、なるべく転入学の年と近い年で感じていただきたいと思いますので、恐れ入りますが、学校見学をR6年度以前に行った場合は、再度、保護者と児童揃っての再度の見学をお願いいたします。学校見学は、転入学を希望する各学校へ、直接電話でお申し込みください。

Q7 学校見学を保護者だけで行いましたが、申込用紙は受け取れますか。

実際に学校に通学する児童の皆様にも、転入学する学校の様子を感じていただきたいと思いますので、学校見学を保護者のみで行った場合は、お子様をお連れになっての再度のご見学をお願いいたします。学校見学は、転入学を希望する各学校へ、直接電話でお申し込みください。

Q8 申込に際しての条件はありますか。

次の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 保護者・児童ともに、転入学を希望する学校の見学を行うこと。
- ② 転入学日（4月1日）時点、児童及び保護者がともに北九州市内に居住していること。
- ③ 保護者が、就学を希望する小規模特認校の教育活動や保護者間の協力体制に賛同すること。
- ④ 原則として公共交通機関を利用し、自力でおおむね1時間以内で通学できること。
- ⑤ 保護者が児童の自力通学に関して責任を負い、その費用を負担すること。
- ⑥ 4月1日から翌年3月31日まで、通年で通学すること。

Q9 送迎バスや交通費の補助はありますか。自家用車での送迎は認められますか。

制度利用の条件として、「原則として公共交通機関を利用し、自力でおおむね1時間以内で通学できること」、「保護者が児童の自力通学に関して責任を負い、その費用を負担すること」があります。これらの条件には、保護者の責任と負担において、児童が自力で通学できるように自立を促すという教育目的が含まれていますので、送迎バスや交通費の補助等はありません。

また、保護者が送迎できない場合、学校を休むこととなり、義務教育の機会が失われるため、自家用車での送迎は原則認めていません。

特別な事情等がある場合、通学を希望する学校長へご相談ください。

Q10 低学年で公共交通機関を利用し通学することに不安があります。

通学については、保護者の責任と負担によるため、事前にお子様と通学方法を確認し、話し合いを行った上で、通学できるかどうかを検討してください。

特別な事情等がある場合、通学を希望する学校長へご相談ください。

Q11 公共交通機関での3校へのアクセスはどのようになっていますか。

令和7年10月現在は以下のようになっています。ご自宅からの最適な交通手段や時間帯について、事前によくご確認ください。

【柄杓田】（門司港駅・門司駅方面）「柄杓田分道」バス停から徒歩約10分

（恒見方面）「柄杓田」バス停から徒歩約1分

【合馬】「中谷」バス停から徒歩とおでかけ交通（※1）で約6分

※1 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_00470.html

【河内】「大蔵」バス停からおでかけ交通（※2）で約10分

※2 <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/08000009.html>

Q12 なぜ途中転入や短期間の通学はできないのですか。

次の理由から、途中転入や短期間の通学は認めていません。

- ①小規模特認校では、年間計画に基づいた教育活動（のびのびカリキュラム）を行っており、1年間を通した通年での学習を想定しているため。
- ②毎年11月頃から、次年度の転入学児童募集、面談を実施し、転入学の可否を判断しており、公平な就学機会を確保する必要があるため。

Q13 少人数の教室環境と聞いていますが、個に応じた指導が受けられるのですか。

少人数ではありますが、他の小学校以上のきめ細やかで、個に応じた指導・支援を目的としているわけではありません。

Q14 見学をすることはできますか。

募集期間中に、保護者・児童揃っての見学を必須としています。転入学を希望する各学校へ、直接電話でお申し込みください。

Q15 小規模特認校の小学校を卒業した後、中学校への進学はどうなりますか。

原則、居住地の中学校に進学することになります。ただし、相当の事由がある場合、保護者の方の申し出によって、指定校以外の中学校への就学を許可することがあります。詳細は以下URLをご覧ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/file_0036.html